

## 平成 2 8 年度研究開発推進委託事業の結果概要について

### 1. テーマ

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の活用状況と課題に関する調査・分析

### 2. 調査対象

国内の国公立大学及び大学共同利用機関（国公立大学等）、国立研究開発法人研究機関、並びに文部科学省所管独立行政法人研究機関及びその他関連機関（国立研究開発法人研究機関等）の、合計 815 機関を対象にアンケートを実施した。また、国立大学法人九州大学及び国立研究開発法人理化学研究所を対象にヒアリング調査を実施した。

#### ○アンケート調査

国公立大学等	7 8 6 機関
国立研究開発法人研究機関等	2 5 機関
合計	8 1 5 機関

#### ○アンケート回収状況（回収率 6 4 %）

国公立大学等	5 0 0 機関
国立研究開発法人研究機関等	2 2 機関
合計	5 2 2 機関

#### ○ヒアリング調査

国立大学法人九州大学	1 機関
国立研究開発法人理化学研究所	1 機関
合計	2 機関

## 6. 考察と提言

### 6.1 現状における課題の考察

#### 6.1.1 本指針の活用状況に関する課題

##### (1) 本指針の認知状況

アンケートによると、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」は、7割の大学・機関に認知されている（問 6-1 の回答、3.8.1 (1) を参照）。総研究者数ベースの集計では、85%である。

ただし、大学・機関により認知度は大きく異なっている。研究開発法人や国立大学では、9割が認知している一方で、公立大学、私立大学では6割台にとどまる。大学・機関の規模別にみると、研究者100人未満の大学・機関では、約3割が「知らなかった」と回答している。

公立大学・私立大学、小規模な大学・機関において本指針が認知されていない状況が窺える。

##### (2) 本指針の活用状況

###### 1) 活用割合

アンケートによると、本指針を活用している大学・機関は、4割強である（問 6-2 の回答、3.8.2 (1) を参照）。総研究者数ベースの集計では、6割である。

大学・機関の規模が大きくなるにつれて活用している割合は高まっている。ただし、研究者500人以上の大学・機関においても、3割強が活用していないと回答しており、活用していない大学・機関が少なくないことがわかる。

本指針の活用状況についてみると、「用語等の使い方を確認する上での参考資料として活用している」場合が最も多い。

これを機関の種別にみると、研究開発法人では、機関評価、課題評価の際に活用している割合が比較的高い（それぞれ3割台）。国立大学で、課題評価、研究者の業績評価の際に活用している割合が比較的高い（それぞれ2割台）。一方、公立大学・私立大学において、機関評価、課題評価、研究者の業績評価の際に活用している割合は1割未満と低い（なお、私立大学の場合は、研究開発評価を実施していないために本指針を活用していないという回答が約半数と高い）。

## 2) 活用していない理由

本指針の活用状況について、活用していない機関の回答をみると（研究開発評価を実施していない、「評価指針」を読んだことがないという回答を除く）、

- 当機関で実施している評価に即しておらずあまり参考にならない
- 評価指針とは別に、自機関で評価制度を設定している

という回答が多かった（それぞれ 16%、15%）。

また、

- 「評価指針」の表現（用語、文章等）がわかりにくい
- 「評価指針」の全体構成（段落、内容の流れ等）が不明瞭で、当機関に関連する部分がわかりにくい

という回答がそれぞれ 1 割弱あった。

## (3) 本指針の認知状況、活用状況のまとめ

以上をまとめると、本指針の存在は、大学・機関においてある程度認知されてはいるものの、活用割合は高いとは言えない。

その要因として、現行の指針の構成が複雑である一方、具体的にどのように取り組めばよいかは示されていないため、自機関に即した研究開発評価のあり方の参考とにしにくいことが考えられる

また、大学等においては、国立大学法人評価への対応、認証評価への対応に追われる状況あり、本指針を読み込んで活用する余裕に乏しいとも考えられる。

## 6.1.2 国等における機関評価、課題評価の運営に関する課題

本調査では、国等から研究開発評価を受ける立場について、大学・機関の声をアンケートで把握した。機関評価、課題評価の運営について、以下のような指摘がなされている。

### (1) 機関評価についての課題（アンケート問 2-A より）

アンケートでは、機関評価に関する評価指針での記載事項のうち、「成果の最大化や多様な視点・着眼点の確保のための取組の評価」について、適切には実施されていないとの回答が多かった（問 2-A、3.4.1 (1) を参照）。

また、自由回答の記載では、

- 評価対応業務の負担が大
- 評価の重複・過剰

といった従前からの課題指摘が依然として多く挙げられた。例えば、後者について、研究開発法人からは、中長期目標期間を対象として評価するのが原則であり、毎年度 S~D の評定を付けることは過重ではないかとの指摘があった。

また、以下のような指摘も多かった。

- 評価結果の質への不満：法人間の評価にバラつきがあり、相互比較ができないこと、評価が表面的で活かさない等
- 機関の特性を踏まえた評価の要望：個々の大学における特徴を踏まえてほしい

特に、国立大学においては、法人評価、認証評価、研究開発評価における重複感（負担感）についての問題意識が強くみられた。このうち、認証評価は教育を中心としているものであるが、教育評価、研究評価を含めた大学評価全体について重複感が示されていることへの対応が課題となる。

今後、研究開発面からの機関評価の設計・実施に当たって、評価の質を高めることを特に意識した工夫が求められる。

## (2) 課題評価についての課題（アンケート問 3-A より）

アンケートでは、課題評価に関する評価指針での記載事項のうち、「評価の頻度・負担の増大による弊害が発生しない」、「若手研究者に負担をかけず研究に専念させられるような評価活動」について、適切には実施されていないとの回答が多かった（問 3-A、3.5.1 (2) を参照）。

また、自由回答では、多様な指摘が挙げられた。例えば、以下のものである。

- 評価運営に関する指摘：外国人対応を充実するべき、外部資金の評価のタイミングと内部評価のタイミングのずれが問題、評価書類の様式が複雑等
- 評価視点に関する指摘：基礎研究におけるピアレビューを実施すべき、研究開発プロセスの評価をすべき等
- 評価者のあり方に関する指摘：評価者が過負担、評価者の学術的立場に左右されない評価をすべき、評価者の評価をすべき等

以上より、大学・機関の研究開発現場においては、課題評価について課題認識が依然として強いことが窺える。

### 6.1.3 個別機関の研究開発評価の運営における課題

研究開発評価にかかる負担感については、以前より指摘がなされているが、今回アンケート、ヒアリングでは、大学・機関において評価に係るデータ作成の連動、下位階層の評価結果を上位階層で活用する等の効率化が進んでいることを確認できた。

一方で、以下のような課題が挙げられている。

- 異なる分野の扱いに関する指摘：機関全体として自己点検・評価を行う際に、学問分野による意義や特性をどのように扱うかが課題、理系と文系との間で研究評価すべき内容が異なるが公平感のある評価とすることが課題等
- 研究者へのインセンティブ付与に関する指摘：研究者のインセンティブを高める仕組みの工夫、人事査定への反映が難しい等

- 評価におけるアドバイスについての指摘:研究課題の社会実装までが求められる中で適切に評価及びアドバイスできる人材の確保・育成が課題等
- 小規模機関における難しさについての指摘:規模が小さいためしっかりした評価体制を組みにくい等
- 学内評価における難しさ:専門化された課題については専門の研究者が1人しかおらず評価が難しい場合がある等

以上の回答をみると、研究開発評価が浸透する中で、評価の質をレベルアップさせるための課題が生じていることが窺える。

今後は、異なる学問領域の評価の扱い、評価におけるアドバイス等のあり方、小規模機関における評価の運営方法といったテーマで、関係者による意見交換、優れた取組事例の情報共有等が求められると考える。

なお、本指針の特筆課題として挙げられた「研究開発プログラム評価」については、アンケート、ヒアリングの対象とした研究開発機関等（大学等を含む）において該当事例を把握できなかった。しかし、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月、内閣総理大臣決定）では、特に留意すべき事項として「実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進」を掲げられており、今後、研究開発機関等において研究開発プログラム評価を具体的にどのように運営していくかの知見を蓄積することが課題と考える。

## 6.2 今後に向けた提言

アンケート、ヒアリングの結果、現状における課題の考察を踏まえて、今後の研究開発評価の改善に向けて、以下を提言する。

### 6.2.1 本指針のわかりやすい整理、参考資料の作成（国）

現行の指針は、冒頭に特筆課題が書き込まれた後、基本的考え方、対象別事項、配慮事項の順で構成されており、それぞれの中で評価対象別の事項（施策、課題、機関、研究者）も書き込まれている。この構成は、文部科学省の所管に関わる研究開発評価の全体像を示すには適しているが、実際に現場で研究開発評価を推進する立場からみると、自機関に関連する記述が分散して記載されていることになる。また、大学等にとっては関係のない記述（施策評価、資金配分機関における課題評価等）も多く、自機関に関連する部分がどこなのかがわかりにくい。

そこで、研究開発評価の実施者の機関種別の視点からみた再構成をするか、機関種別毎に自機関に関連する部分をわかりやすく表示したガイドブックなどの参考資料等を提供すると効果的だと考えられる。

表 6-1 本指針が想定している評価対象と記載箇所（再掲）

章	項目	全体	評価の対象				その他
			施策	課題	機関	研究者	
1章 特筆課題	1.1 システムの推進	1.1.1 全体	1.1.2 施策評価に際して	1.1.3 課題評価に際して	1.1.4 機関評価に際して	1.1.5 研究者の業績評価に際して	
	1.2 ハイリスク研究等の推進		1.2.1 施策評価に際して	1.2.2 課題評価に際して			
	1.3 若手研究者の育成等			1.3.1 課題評価に際して	1.3.2 機関評価に際して	1.3.3 研究者の業績評価に際して	
	1.4 評価の形式化等の改善	1.4.1 全体	1.4.2 施策評価に際して	1.4.3 課題評価に際して		1.4.4 研究者の業績評価に際して	1.4.5 PD, PO 制度の改善等
	1.5 プログラム評価						
2章	基本的考え方	2.1 評価の意義 2.2 適用範囲 2.3 評価システムの構築 2.4 評価者の役割 2.5 不正行為との関係 2.6 過重な負担の回避 2.7 評価人材の養成等 2.8 DB の構築・活用等 2.9 国際水準の視点					
3章	対象別事項		3.1 施策評価	3.2 課題評価 3.2.1 競争的資金 3.2.2 重点的資金 3.2.3 基盤的資金 3.2.4 その他	3.3 機関評価	3.4 研究者の業績評価	
			(上記の下位項目⇒) -.-.1 目的、-.-.2 評価とマネジメント、-.-.3 評価者、-.-.4 実施時期、-.-.5 評価方法、-.-.6 留意事項、-.-.7 評価結果の取り扱い				
4章 配慮事項	4.1 独法通則法等との関係						
	4.2 大学等における配慮事項	4.2.1 基本的考え方					
		4.2.2 対象別評価方法		4.2.2.1 課題評価	4.2.2.2 機関評価	4.2.2.3 研究者の業績評価	

出所) 同指針をもとに三菱総合研究所において整理

### 6.2.2 機関評価における重複感や徒労感の排除、研究者の前向きな姿勢を引き出す評価運営に向けた改善（国）

大学や研究開発機関等においては、法人評価（国立大学、国の機関の場合）、認証評価（大学の場合）への対応の負担感が大きい。また、法人評価や認証評価における評価結果の質について表面的という印象を持つ機関もあり、評価にかかる徒労感の原因ともなっている。また、法人評価や認証評価への対応を優先させるあまり本質的な研究開発評価にかけるリソース（人、時間）が少なくなってしまう懸念もある。